

府中市教育委員会会議録

1 開会の日時

令和8年6月4日（木） 教育センター 会議室
（令和8年第8回） 13時30分 開会

2 出席委員

杉本教育長、藤井委員、森山委員、眞野委員（4人）

3 委員以外の出席者

宮田教育部長 和田教育政策課長
津田学校教育課長 道田教育政策課文化財室長
児玉教育政策課教育推進係長

4 会議に付した議案の題名

- 第 23 号 府中市行政財産の使用料に関する条例の一部改正について
- 第 24 号 令和8年度府中市一般会計補正予算（第1号）について
（教育委員会の所掌に係るものに限る。）
- 第 25 号 府中市社会教育委員の委嘱について
- 第 26 号 府中市立図書館協議会委員の委嘱について
- 第 27 号 府中市学校給食センター運営協議会委員の任命について
- 第 28 号 府中市いじめ問題調査委員会調査委員の委嘱について
- 第 29 号 府中市いじめ防止対策推進協議会委員の委嘱について
- 第 30 号 府中市教育支援委員会委員の委嘱について
- 第 31 号 府中市いじめ防止基本方針（令和8年6月改定）について

5 審議の大要並びに結果の概要

議案9件について審議を行い、同意の議決を得た。

6 議決事項

- 議案23号 可決
- 議案24号 可決
- 議案25号 可決
- 議案26号 可決
- 議案27号 可決

議案 28 号 可決

議案 29 号 可決

議案 30 号 可決

議案 31 号 可決

7 協議事項

8 報告事項

(1) 杉本教育長

- ・府中市いじめ防止基本方針（令和 8 年 6 月改定）について
- ・学校訪問について
- ・学習指導要領の改訂について
- ・デジタル教科書について

(2) 教育部長

- ・学校の状況について

(3) 教育政策課

- ・上下中学校区学校再配置について
- ・リベラルアーツ・アカデミーふちゅう（l a f . ）について
- ・府中学びフェスタについて
- ・5 / 30 資料館フェスタ実施状況について
- ・6 / 13 南宮神社と神宮寺をめぐる紫陽花ウォークについて

(4) 学校教育課

- ・学校の状況等について
 - (1) 令和 8 年 6 月行事予定
 - (2) 令和 8 年度生徒指導上の諸問題

9 連絡事項

今回は 7 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～

次々回予定は 8 月 24 日の週で調整

15 時 04 分 終了

会議録署名者 委員

委員

書記

教育委員会会議（８回）

教育長 それでは、ただいまから令和８年第８回教育委員会会議を開会したいと思います。

先般お忙しい中、学校訪問へも御対応いただきまして誠にありがとうございます。参考になる御意見もいただきましたので、今後の各学校の運営でも役立っていくと思います。

それでは、まず会議録署名者の指名をいたします。藤井委員、森山委員の２名の方をお願いいたします。

教育長 それでは、会議録の承認に入ります。前回の会議録について、事務局の報告を求めます。

事務局 それでは、令和８年第６回会議について御報告いたします。第６回会議は、令和８年３月２５日水曜日、午後１時３０分から、教育センター会議室において、杉本教育長、藤井委員、森山委員、眞野委員と、宮田教育部長ほか事務局４名の出席で開会をしました。

まず、会議の冒頭で議案６件のうち議案第１９号府中市公民館長の任命について、議案第２０号府中市公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第２１号令和８年度使用教科用図書のうち特別支援学級において使用する教科用図書の採択については、公開・非公開の取扱いを確認し、委員全員の同意により、非公開で行うことに決しました。そのほかの議案は３件で、規則の一部改正が２件、規程の一部改正が１件でした。議案第１６号府中市教育委員会外国青年就業規則の一部改正について、議案第１７号府中市立小中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について及び議案第１８号府中市立小中学校及び義務教育学校事務処理等規程の一部改正について、内容説明、協議を行い、可決いたしました。協議事項はありませんでした。

報告事項としましては、杉本教育長から令和８年度人事異動及び府中市議会３月定例会について、教育部長から令和７年度卒業式、府中市議会３月定例会及び上下中学校区学校再配置について、教育政策課からは第４回翁座改修専門委員会会議及び文化財保護審議会委員会会議について、学校教育課からは学校の状況等について、それぞれ報告がありました。次に、その他として辞令交付式及び入学式の日程について確認し、連絡事項として次回日程を確認いたしました。

続いて、非公開で議案第１９号府中市公民館長の任命について、議案第２０号府中市公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第２１号令和

8年度使用教科用図書のうち特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、内容説明、協議を行い、可決し、会議の全てを15時15分に終了いたしました。

次に、第7回会議持ち回り決裁です。令和8年4月28日付で議案は1件でした。議案第22号 府中市公民館長の任命について 教育推進係長が教育委員の皆様に説明し、同意を得て可決しております。

以上です。

教育長 それでは、ただいまの議事録について御異議等ございませんでしょうか。
(異議なしの声)

教育長 それでは、原案のとおり会議録を承認いたします。

それでは、続いて本日の議案に移ります。本日の議案は9件でございます。条例の一部改正が1件、補正予算に係るものが1件、委嘱任免に係るものが6件、基本方針の改定に係るものが1件となります。

議案に入る前に会議の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。議案第23号府中市行政財産の使用料に関する条例の一部改正について及び議案第24号令和8年度府中市一般会計補正予算(第1号)についてのうち教育委員会の所掌に係るものに限る、この2件については6月議会に提案をされる予定の議案でございます。公表前に教育委員会に市長から意見を求められているものであり、非公開で審議することが適当と考えます。

なお、この2件については、議会によって公表された後は公開が可能となりますことから、会議録は公開をしたいと考えております。

その他、議案第25号府中市社会教育委員の委嘱について、議案第26号府中市立図書館協議会委員の委嘱について、議案第27号府中市学校給食センター運営協議会委員の任命について、議案第28号府中市いじめ問題調査委員会調査委員の委嘱について、議案第29号府中市いじめ防止対策推進協議会委員の委嘱について及び議案第30号府中市教育支援委員会委員の委嘱についてにつきましては人事に関する案件となるため、非公開が適当というふうに考えます。非公開に賛成の方は挙手をいただいてよろしいでしょうか。

(賛成者 挙手)

教育長 ありがとうございます。出席委員の3分の2以上の同意を得ましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7号の規定により、当該議案については非公開で審議をしたいと思います。

本日の会議は公開で議案第31号の審議と協議、報告事項を行いまして、

その後、議案第23号から議案第30号についての審議を非公開で行いたいと思います。

それでは、議事に入ります。議案第31号「府中市いじめ防止基本方針（令和8年6月改定）について」を議題といたします。提案説明をお願いいたします。

津田課長。

津田課長 説明の前に資料をお配りさせてください。

では、議案集の38ページです。真ん中のページでいうと37という数字が入っているページを御覧ください。右端に議案第31号と書いているところになります。よろしいでしょうか。

では、議案第31号ですが、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、府中市いじめ防止基本方針の改定について教育委員会の議決を求めるものとなっております。その下に提案理由がありますので御覧ください。次のページになります。

提案理由は、広島県いじめ防止基本方針（令和8年3月に改定）を踏まえ、府中市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために府中市いじめ防止基本方針を改定するものです。本日は主な改定箇所と追記した箇所を中心にお伝えします。

5ページをご覧ください。

こちらは府中市いじめ防止基本方針の3つの柱を記載しております。柱1は児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進、柱2はいじめ防止委員会の機能化、柱3はいじめ重大事態への適切な対応と学校における平時からの備えとして体系の柱をイメージしております。

続いて、7ページを御覧ください。

2いじめの定義等の（2）対応の留意点がありますが、そちらのAです。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、対象児童生徒の立場に立つこと、力になりますが、いじめの中でも犯罪行為として取り扱われるべき事案は、早期に警察に相談・通報することを明記しております。

また、その下に枠がありますが、具体的ないじめの対応についてその例を追加しております。

では、9ページを御覧ください。

3府中市におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方の（4）いじめ見逃しゼロを追加し、いじめの積極的な認知、早期発見、早期対応の重要性や具体的な取組例を明記しております。

そして（５）いじめへの自主的な対応として、府中市独自の取組として、全教職員が対象児童生徒を守り切るという立場に立ち、いじめ未解消率ゼロに向け組織的に対応することを明記しております。こちらは県の基本方針にはありませんが、現在府中市として学校と連携して取り組んでいる項目ですので、新たに入れた内容となっております。

続いて、（７）関係機関との連携では、いじめ事案への対応において、対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うための関係機関、警察、児童相談所、医療機関、法務局等と連携することが大切であると明記しております。

続いて、１１ページを御覧ください。

４府中市におけるいじめ防止等に関する取組について記載しております。１２ページの（３）いじめ防止等に関する取組のエを御覧ください。昨今の現状を踏まえ、インターネットやＳＮＳ等による投稿、拡散を通じて行われるいじめの未然防止及び早期対応に向け、警察と迅速に連携する体制を強化する、こちらのほうを追加しております。

続いて、１３ページを御覧ください。

５学校におけるいじめ防止等に関する取組について記載しております。

（１）は、先ほどお伝えしました柱１の内容になります。児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の考え方を示し、全ての教育活動の基盤として機能させるということを追加しております。

続いて、１５ページを御覧ください。

（３）は、いじめ防止委員会の設置の目的、役割等を追加しております。実際にいじめ防止委員会がどのような役割があるのか、改めてこちらのほうで確認をしております。

１６ページを御覧ください。

一番下の枠にあります、いじめ解消の要件、いじめに関わる行為が止んでいるということで対象児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当な期間継続していること、この相当な期間とは少なくとも３か月後を目安とする、こういったことを追加しております。

続いて、１７ページを御覧ください。

（５）は、柱にいじめ防止委員会を機能化させるための教職員の役割を追加しております。教職員が児童生徒の信頼関係を構築することを前提として、イにあります、いじめを発見したり、気づいたりしたときの対応、そしてウにあります、生徒指導主事や学年主任とすぐに情報共有す

ること、その報告を受けた教職員は管理職に報告し、いじめ防止委員会につなぐこと、そしてエにはいじめ防止委員会の対応等について具体的な行動を記載しております。

では、19ページを御覧ください。

6はいじめ重大事態への適切な対応と学校における平時からの備えは、柱3の内容になっております。

20ページ、(3)学校における平時からの備えとして、ア生徒指導体制の確立、イ市教育委員会との連携、ウ記録等の作成及び保管、エいじめ重大事態への未然防止の4つの観点を追加しております。

主な変更点、追加した場所は以上になります。

以上で終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

森山委員。

森山委員 SNS上やインターネット上のいじめに対する連携強化の部分での対応について警察との連携強化というのは今回加えられたと思いますが、学校だけで対応するのと警察と連携強化することによってどんな違いを想定されているのでしょうか。

教育長 津田課長。

津田課長 学校のほうでは携帯、SNSの使用について指導はしていますが、やはりいじめにつながる行為が犯罪行為につながることであることなど、警察と連携して話をさせていただくこともあると思いますし、内容によっては警察の連携が必要になってくると思いますので、文言を入れております。

教育長 森山委員。

森山委員 内容によっては警察との連携が必要というのは、具体的に言うと誰かが書き込みしたことに対して開示請求をするといった内容ですか。それともほかに何か具体的にどんなものが警察と連携しないと解決できないみたいなのがあるのでしょうか。

教育長 津田課長。

津田課長 主にはそれがもう拡散してしまって、学校ではもうどうしようもできないといった事案に対しては警察と連携をすることとなります。

森山委員 分かりました。ありがとうございます。

宮田部長 いいですか。

教育長 宮田部長。

宮田部長 SNSについては、被害届が出る場合はあると思います。実際取返しのつかない犯罪をして、被害と加害という立場に立ったときに、学校で指導できる範囲を超えてしまうというところがあるので、被害側から被害届が出されたときの対応なども想定して御理解いただきたいです。

森山委員 はい。ありがとうございます。

教育長 生徒指導事案に関しては日頃から警察との連携はもう随分前から大事なことだと言われておりまして、学校の子供たちに向けて、あるいは保護者に対して警察から来てもらって、こういうのは犯罪になりますよといった講義をしていただく場面今ありますし、実際に事案が起こった後、学校だけで対応できない場合もあります。

森山委員 はい。ありがとうございます。

教育長 そのほか御意見いかがでしょうか。

藤井委員、いかがですか。

藤井委員 生徒指導体制や教職員との信頼関係づくりなど、そういうところまでも盛り込んであるので、そこは本当物すごく考えられたのだろうなと思います。この基本方針については特に私も何かこうしたほうがいいという案があるわけではないですが、今度これを基にまた学校で取り組むときにはケース・バイ・ケースになると思いますし、全部状況が違うから実際にそれぞれの学校で対応していくときの難しさはすごくあると思います。そこは基本方針がどう変わろうとも、変わるまいとも常にあることかなと思って、そうなる日頃からの組織的な学校づくりをするところや、教職員が子供のサイドに立って信頼関係をつくることという日々の営みを丁寧に行っていてこそその基本方針だと思います。この基本方針の精神を全部の学校で、全部の教職員がいま一度肝に銘ずることが大事なのかなと思いました。

教育長 ありがとうございます。

津田課長。

津田課長 藤井教育委員がおっしゃってくださったように、これをどう学校に落とし込んでいくのかっていったところがやはり重要になってきます。校長研修会、教頭等研修会、生徒指導研修会、そういったところでまずはこの基本方針について研修のほうを行いまして、各校に持ち帰っていただく。そして、各校で具体的に取組んでいく。今おっしゃってくださったように、やはり未然防止の視点、いじめが起きてからもちろん対応はしますが、起きる前の先生方との信頼関係であったり、子供同士のつながりであったり、そういった活動もやはり教育活動の中で大切にしてい

ただきたい点は伝えていきたいと考えております。

また学校だけではなく、毎年2回警察や市役所、東部こども家庭センター、各関係機関が集まりまして、いじめ防止対策推進協議会というのを実施しています。協議会の中でも基本方針の中身について伝えていき、共有できたらと考えております。

教育長 宮田部長。

宮田部長 今、委員が言われたところが本当に一番のところだと思います。平時からの構えというところが主立った、まさにそこに当たるのではないかなと思いますし、子供を守る立場である教職員は困ったときには言ってきたさいねと、子供たちを守るからねって言うだけでは実は子供は頼ってこなくて、普段から先生は間違っていることはきちんと指導してる、いけないときには、いけないとことだと指導する先生の姿を見て、この先生はしっかりといけないことはいけないと言ってくれるっていうのを確認したときに、子供たちは本当に信頼して相談するんだと思います。そういった意味で、平時からの先生たちの覚悟というか、心構えのところが組織で統一されていくっていうところ、課長が言ったところで管理職研修をはじめ、様々なところで進めていかないといけないと思います。

教育長 そのほかいかがでしょうか。眞野委員、何か感想も含めてありましたらお願いします。

眞野委員 先ほど藤井委員が言われたとおり教職員と児童生徒、児童同士の相互関係、いろいろなことの共有関係、信頼関係というのももちろんですけど、その下にまた保護者と教職員とのやっぱり信頼関係も大事だと思います。改正されたということで保護者に向けてこれを伝え、内容を共有する時間があってもいいのではないかと感じました。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

津田課長、何かありますか。

津田課長 私もPTA連合会とも連携して取組を進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

教育長 そのほかよろしいですか。

県の教育委員会連合会の会議があって、その中で県教委と意見交換する場面がありました。県の篠田教育長から全国的にいじめを認知するときの発見の度合いが大体学校が6、地域が4という割合らしいのですが、広島県全体でいうとこれが逆になっていて、学校が4、地域が6だと言われていました。学校が先に発見したほうが長引かない傾向にあると言

われていて、積極的な認知、数が増えるのはよくないんですが、一概にそれが悪いことだと捉えるとなかなか上がってこなくなるので、しっかり学校で認知をしていきたいと思いますという話がありましたので御報告させていただきます。

そのほか意見ございませんでしょうか。ないようでしたら採決に入りたいと思います。ただいまのいじめ基本方針の改定につきまして、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員ということで原案のとおり可決をいたします。

続いて、協議事項に入りたいと思います。各委員さんのほうから何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項に入りたいと思います。まず、私のほうから今申し上げましたが、教育委員会連合会の会議の中で県との意見交換ということがございました。県もこの3月にいじめの基本方針を改定したということで、それを踏まえて府中市もタイミングを合わせて変えさせていだいたということになります。県と先ほど違いのところも話をしておりますけれども、いじめ未解消ゼロを府中市としてここに設けてる目標ということになろうかと思しますので、普段からの生徒指導、これが基本になると思いますが、見逃さないというところ、これをしっかりやりつつ、万が一のときにはとにかく初動が大事なので、早い対応をしていきたいと思っております。

また、学校訪問ではいろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。例えば、ALTはどういう場面で入っていったほうが効果的な活用ができるかというようなところについても市教委内で即検討するように今話をしております。

また、6月に全国都市教育長会がありまして、文部科学省の初等中等教育企画課長の講演がありました。昨年の学習指導要領の中間報告におむね沿った形での講演がありましたが、今の流れでいくと、正式な決定ではないですが、前回の学習指導要領改訂と同じ流れでいくと小学校は令和12年度から新学習指導要領が実施をされる、中学校では令和13年度からという見込みになっているということでした。

デジタル教科書についても議論が進んでいますけれども、当面今回の指導要領では全部がデジタルの教科書になると、要は紙がないというような、あったとしても極めて限定的になるだろうと思います。例えば、小

学校でいうと低学年はまずないとか、学年によって全部デジタルというのはあまりないのではないかと。おおむねハイブリッド、紙の中にQRコードがあってデジタルも併用するっていうのがおおむね多くなるのかなというようなことでした。そのQRコードの数が増えていて、どこまで教科書の中含まれるのかと。この検定も大変で、先生もこれを全部説明するとなったら大変になります。議論もされているようで、基本的にはQRコードに載せるものについては、本来教科書に載せる範囲にとどめるということでしたので、それほど拡散していかないのではないかなというようなことがありましたので、私から報告をさせていただきます。続いて、宮田部長。

宮田部長 学校訪問等ありがとうございます。あと、下半期で残りの学校にも行っていただきます。私たちも4月から各学校の状況を見に行かせていただいたり、校長先生の話聞かせてもらったりしておりますが、6月になって体育祭も運動会もひとまず終えて、全学校ともおおむね良好なスタートを切っています。小さなトラブルはありますが、落ち着いてどの学校もスタートが切れているということで一安心をしているところです。後から報告があると思いますが、4月の不登校報告数が昨年よりも大幅に増えております。昨年度から継続の子が4月、5月で30日を超えたという子が相当数いるという状況です。

また先生方については、新採から4年経ったら広島県は異動がありますが、本年度もすでに新採4年の初の異動で来られた先生がメンタルの不調でお休みに入っておられるという状況も起きておりますので、やはり異動の者とか、新しい職に就いた者にはしっかりと寄り添ったり、話を聞きながら、先生たちの状況も把握していかなければならないと思っています。

また、年度途中で妊娠されて休みに入られる先生も出てこられますので、後に入る先生がうまく対応できていけるような支援もできる限りのことはしていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

教育長 続いて、教育政策課、和田課長。

和田課長 それでは、資料1をご覧ください。

上下中学校区学校再配置推進委員会だよりを付しております。

5月11日の月曜日に上下南小学校で第4回上下中学校区学校再配置の推進委員会を行っております。学校経営部会とPTA・CS部会の報

告が上がっております。

学校経営部会からは、今後、上下北小学校と上下南小学校の子供たちの交流事業をしていく予定にしていますが、学級活動の中で一緒になって取り組んでいく、新しい学校に向かってつながりが生まれるようなことを交流授業の中に含めてしっかりと取り組みたいというところで、少し内容のほうの見直しも行っておりますので、その報告がありました。

新しい上下北小学校の学校教育目標の案としまして、「やってみよう、つながろう、ともに未来へ」ということについても、この案で了承したとの報告いただいております。

P T A・C S 部会ですが、保護者交流事業については、9月に合同参観日、2月に合同臨時総会等もある予定と聞いていますが、その中に一回から二回程度P T Aの交流の事業を企画していきたいという話がありました。また、学校に交流拠点C Sルームができれば、交流のきっかけづくりになるのではないかとこのところのお話をされて、この推進委員会の中でもどうだろうかというところで、皆さんの御意見出しをということの提案を行っているところです。

世代を超えて交流をする必要があるのではないかとこのところと、将来を見据えてそういった交流をする場っていうのも大事ではないかという意見とともに、一方で、どんな方が来るか分からないというところで防犯的なリスクもあるという御意見も出していただいているところでございます。

西川教授のほうからは、上下のまちの強みが、子供が多く人に愛される経験ができるというところ、そういったところがあるというのを前のときにもおっしゃっていただいておりますが、地域の交流拠点が学校の中にできるというのは、まさしく子供たちが地域の方と交流し、そして大切にされる、そういった実感を得られる機会も増えることだということもあるので、そういった強みというところを生かすことの取組が大事ではないかということも皆さんにご意見出していただいております。

2点目でございます。リベラルアーツ・アカデミーについては、5月8日に1回目のワーキンググループを開催しております。教育委員会から予算、新年度の生涯学習大学につけていた予算のことですとか、今後の年間スケジュールそういったものも提案しつつ、ネーミングについて御協議をいただいております。各メンバーの方からは、こんなことはどうだろうか、こういったこともできるのではないかなど御意見を提案していただいております。

l a f. がリベラルアーツ・アカデミーふちゅうの略称で、音としては「r o u g h」大まかなとか、カジュアルなというようなところと、「l a u g h」笑う、面白い、そういったところのイメージを持ってリベラルアーツ・アカデミーふちゅうという名前にしております。

併せてイメージを付けております。見ていただければ、より分かりやすいと思っておりますので、見ていただければと思います。

明日2回目のl a f. の会議を行う予定としております。先ほど言ったように委員の皆様から出していただいた講座の案をブラッシュアップして、今年度どういう講座を進めていくかというところの予算配分も考えながら、その講座を決めていくというところを進めているところです。

そして、最後になります。府中学びフェスタです。今回こちらも5月22日に第1回の実行委員会を今年度初めて開きまして、今お示ししている大ホール、中ホール、展示室、ホワイエなどのスペースについて決まっているところをお示ししております。そのときにポスターデザインの募集や今年度の予算案もお話ししたところでございます。広く知っていただくために協賛金を募ってみてはどうかということを実行委員会のほうに御提案させていただいて、審議をいただいたところでございます。

協賛の目的ですが、学びフェスタの企画をより質のいいものに向上させていくというところ、そして満足度を高めることも併せて、事務局としてはより多くの方に知ってもらって、多くの方に学びフェスタに来ていただきたいというのもございまして、企業、それから個人に対して様々な取組を進めていくということで今計画をしておるところでございます。

教育政策課からは以上でございます。

教育長 道田室長。

道田室長 文化財室からは2件の報告をさせていただきます。資料4と5になります。それぞれの行事のチラシのほうをつけさせていただいておりますのでそれをもって説明をさせていただきます。

まず1つ目、資料4でございます。5月30日に行われました資料館フェスタの実施状況について御報告させていただきます。当日はすごく好天に恵まれて、暑い中の状況でイベントを開催いたしました。

内容としましては、勾玉作り、国府の衣装体験と同時に今回新しい新規の事業としてペーパークラフトを作成しました。また、資料館体験として展示の内容の解説と同時に建物が郡役所庁舎でありますので、そうし

たものの解説を館の学芸員と私でさせていただいたという状況です。そのほかにも立体パズルや塗り絵もあり、延べで256人の参加をいただきました。

あわせて、当日は県立府中東高校の生徒7名が総合的な探究の時間という授業の中で参加をしてくださいましたことを御報告させていただきます。

続きましては、今度6月13日土曜日に現在5月の連休中から始まっていますが、市指定の重要文化財の南宮神社の鐘撞堂が今修理工事期間中ですけれども、神宮寺あじさい祭りの期間に重なりますので、その期間において主催が府中市教育委員会なんですけれども、地元との共催としてクルトピア栗生、それから栗研ガイドの会というのがありまして、そのガイドの会の方にガイド料をお支払いして、参加している方々に南宮神社と神宮寺の郷土資料館も含めてガイドしていただきます。現在、参加者を募集中ということで行事を予定しております。

以上です。

教育長 続いて、学校教育課。津田課長。

津田課長 それでは、資料6-1になりますが、6月の学校行事の予定をつけております。運動会、体育祭が5月終わりましたので、学校はいよいよ本格的な研修や校内研究を進めていく時期となっております。

また、6月は水泳学習がまたスタートします。本来まだスタートしない学校が多い中で、南小はウェルネスセンターを使用しますので室内ということもあり、すでに水泳学習が始まってる状況でございます。

続いて、資料6-2、令和8年度生徒指導上の諸問題を御覧ください。暴力行為の5月、これが6件になっております。詳細につきましては、生徒間暴力が1件増えて、3件、器物破損は3件、不登校の児童生徒数が19名となっております。この19名の確認をすると、本当に4月からほとんど学校に行けてないという状況の子供たちがこの5月で上がるような形になりますが、やはり19名全て昨年度からの不登校の継続の子供たちが上がっているという形になっております。

以上になります。

教育長 いろいろ説明をさせていただきましたけども、何か御質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

それでは、連絡事項について事務局からお願いをいたします。

事務局 次回第9回の日程ですが、令和8年7月29日水曜日、午後1時半からとさせていただきます。また、その次の第10回については8月24日

の週で調整予定です。

以上です。

教育長 それでは、公開案件については以上ということで、これから非公開案件についての議事に入りたいと思います。

議案第23号「府中市行政財産の使用料に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案説明をお願いします。

和田課長。

和田課長 それでは、議案集のほうに戻っていただくよう願います。よろしいでしょうか。まず、それでは議案集の8ページ目をお開きください。

府中市行政財産使用料に関する条例の一部改正についてです。こちらも議会の提出に当たりまして、府中市長から意見聴取がありましたので、教育委員の御意見を求めるものでございます。

まず、次のページに提案理由というのがございますので、読み上げさせていただきます。市立中学校及び義務教育学校屋内体育館への空調設備整備に伴い、教育活動及び地域利用における安全な利用環境を確保するとともに、地域利用時の空調使用について、利用目的に応じた適正な負担を求めるため、使用料に係る規定を整備するというのが目的でございます。

内容としましては、中学校、義務教育学校の後期の体育館に空調設備を整えましたので、その空調設備の使用料に係る規定を追加するというものでございます。

新旧対照表をつけておりますが、この条例の中の別表のところに体育館の使用料1室につき一時使用時間4時間までごとに2,200円、そして照明料は、電気料金を基準として市長が定めた電気使用料を加算するということで照明料を頂いております。それに今回空調設備というのが整いましたので、記載をさせていただいて、今後は使用料、それから照明料、そして空調設備の料金を徴収することになっております。空調設備の料金ですけれども、使用許可を受けた者が屋内体育館に空調設備を使用する場合には、それに伴う電気料金相当額を基礎としまして算定した料金を徴収することになります。市内に事業所を有する公共団体の利用ですとか、市や教育委員会の主催事業、そして児童生徒の活動や町内活動、その他公益性の高いものにつきましては、免除または軽減するところを今考えております。

一般利用の方の使用料につきましては、先ほど言った電気料金の相当額の50%、そして市外の団体の方、それから営利性のある利用につきま

しては、この電気料金の相当額の100%を基本として、市のほかの体育施設の料金の水準の均衡を踏まえながら料金を設定していくというところの方針を今決めております。

ただ、明確な金額については、調整中というところで、本日金額までお示しする状況にございませんが、また早急に教育委員さんにもこういう金額の設定になりましたという御報告はさせていただきたいと考えているところです。

教育長 御質問等ありましたらお願いをいたします。よろしいですか。
それでは、採決をいたします。議案に賛成の委員は挙手をお願いします。
(賛成者 挙手)

教育長 ありがとうございます。それでは、本案については原案のとおり承認いたします。
続いて、議案第24号、令和8年度府中市一般会計補正予算を議題といたします。提案説明をお願いします。
和田課長。

和田課長 それでは、議案集4ページになります。
令和8年度府中市一般会計補正予算の第1号についてでございます。こちらが議会提出に当たりまして意見聴取が市長からございましたので、教育委員会の意見を求めるものでございます。内容としては、教育委員会の所掌に係るものに限るということで見ていただきたいと思います。それでは、まず7ページをお開きいただけますでしょうか。
債務負担行為の補正です。令和8年度末に指定管理期間の満了を迎える施設の次期指定管理者の選定に向けて必要な債務負担行為の追加を行うというところで、一覧表に載っている施設が対象となります。図書館について、令和9年度から令和13年度までの5年間の指定管理料の限度額を設定するというものでございます。この5年間で5億1,257万5,000円です。現行の指定管理料と比較して7,695万円ほど上昇しているというところになっております。大きなところでいきますと人件費が約7,000万円を占めており、その他施設管理費や図書購入費、こちらもかなり物価高騰の影響を受けており、上昇しております。また、図書館横の広場と駐車場を今整備しておりまして、広場の利活用で約250万円を想定しており、積み上げたところ指定管理の限度額が上昇したということです。
今後の予定としましては、8月に募集告示をしまして、9月に指定管理者の選定、そして10月には管理者を決定し、12月いっぱい指定管

理者の指定議案を上程していくというスケジュールとなっております。続きまして、教育政策課の補正ですが、２０ページの１０款の教育費と文化財費のところです。

文化財業務の関連経費３６万４，０００円の補正をあげております。こちらは府中市の指定文化財南宮神社鐘撞堂の保存修理工事の実施に伴いまして、現状変更等を諮る審議会を開催することに係る経費です。

次に図書館費ですが、これは先ほど言いました指定管理者選定のための審査会に係る謝礼を計上しているところです。

道田室長 補足をさせていただきます。

教育長 道田室長。

道田室長 文化財室から文化財費の３６万４，０００円、これについてなぜ補正をすることになったかといいますと、鐘撞堂修理工事の概要については、現状変更について、昨年度末３月２７日の文化財保護審議委員会で認めいただきました。そのときの附帯意見として、この文化財の保存継承の万全を期すために工事期間中には建築物の専門家複数名による工事内容を点検協議するための検討会を設置してほしいという意見をいただきました。当初予算編成には間に合わなかったため、改めてこの６月補正のタイミングで検討会の開催経費を組ませていただいているということになっております。

以上です。

教育長 鐘撞堂を直すときにどの部分は完全にやり変えるとか、どの部分はこの素材そのまま使うとかいうのを専門家が見ないと分からないということで、そういった方に来ていただいて見てもらうためのお金が必要になるということです。

和田課長 続きまして、２２ページになります。

１３款の諸支出金のところでございます。１１番、学校教育の施設整備基金費でございますが、こちらは補正額３５２万円を組ませていただいております。

これは分収造林契約に基づきまして、令和８年３月に落札され売買契約が成立し、契約額の８割が市に入ってくることになり、３５２万円が歳入として入ってきました。このお金は基金に積み立てるということで、補正をしているところです。

教育政策課は以上です。

教育長 津田課長。

津田課長 では、１８ページを御覧ください。

18款繰入金2項基金繰入金額の枠を御覧ください。15子供の学び応援基金繰入金の88万2,000円につきましては、府中市子供の学び応援基金積立金を各校の教育活動及び教育環境を充実させるために活用するものとなっております。

20ページにいきまして、3歳出10款教育費3項中学校費になりますが、補正額として先ほど繰入金をした88万2,000円を計上しております。こちらは先ほど繰り入れしました府中市子供の学び応援基金積立金の中から、学校からの希望で中学校及び義務教育学校の吹奏楽部で使用している楽器が古く演奏に支障を来しており、子供たちのよい演奏をしたい、上位大会を目指したいという思いを応援するために基金を活用するものとなっております。

詳細につきましては、上下中学校のホルンが48万6,000円、府中学園のアルトサックス、39万6,000円、計88万2,000円となっております。

追加の説明ですが、今年度より府中市子供の学び応援基金の学校指定のない積立金を各校に配分していく、そういう流れを取っております。配分の割合につきましては、当該年度に使用可能な積立額のうち70%を市立学校に配布し、30%を予備費として積み立てております。予備費につきましては、府中市立学校の教育活動の充実及び教育環境の整備が急遽必要になった場合に活用するためとしております。

学校へ配分する70%につきましては、次の基準により各学校へ配分しております。1つ目は部活動がある中学校及び義務教育学校後期課程には2校分の配分を行う。義務教育学校は前期課程と後期課程に分けて配分する。そして、小学校、中学校、義務教育学校及び部活動がある学校数で積立額を均等に割り、1校分の配分額を算出しております。現在、市内小・中、義務教育学校は10校ありますが、府中明郷学園と府中学園は前期課程、後期課程がありますので、プラス2になります。そして、中学校及び義務教育学校は部活動があり、4校ですので、そちらでプラス4として、積立金の額を16校で割った額となります。令和8年度の学校指定のない積立金は648万7,500円ありますので、その予備費の30%を取りますと、70%で454万1,250円になります。そちらを16で割りまして、小学校へ配分額は28万円、中学校への配分額は56万円、義務教育学校は85万円というような割り振りをしております。

なお、配分された積立金を当該年度中に使用しなかった場合は、未使用

分は翌年度に繰り越すことになっております。ただ小学校は例えば２８万円ですが、毎年２８万円入るわけではないので、例えば、ふるさと納税とかそういったところの毎年額が変わってきますので、この額がずっと積み立てていくわけではないので、学校としては必要なものがある一定のところで貯まった段階でそれを使っていくという形になっております。６月の補正は８８万２，０００円となっております。

以上になります。

教育長 それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

教育長 ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、原案のとおり承認をいたします。